

「県立新庄神室産業高等学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

生徒たちが、「安全で安心できる学校生活」を送ることができるような環境を整えることを最優先とする。特に、いじめに関しては「絶対に許されない行為」としてとらえ、学校、保護者、専門機関などとの連携を密にして組織的に対応していく。

2 いじめの未然防止

(1) いじめの定義の確認

「いじめ」とは、本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
 - ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。
- (2) いじめの被害者になりやすい生徒たちには安心感を与え、加害者になりやすい生徒たちには抑止となるよう年2回無記名によるアンケートを実施する。また、そのアンケート結果に関わらず、その都度全生徒に個人面談を実施する。本校の柱となる防止策である。
- (3) 全校集会・学年集会・学科集会でいじめの防止に対する訴えを行う。

3 いじめの早期発見

- (1) 担任は週1回の学年会で生徒の様子などの情報の交換や共有を行う。
- (2) 日頃から、教員が生徒からの情報を得られやすいような環境を作ることを心がける。
- (3) 年2回の生徒と保護者対象のいじめ実態調査アンケートと面談の結果を全職員が共有し、細やかに生徒たちに接する。
- (4) 担任との定期面談時にいじめがあるかどうかの確認を行う。
- (5) ABC委員会（悩みなどを抱えた生徒の対策を考える会）で情報の共有を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

- (1) 校内にいじめ対策委員会を設置する。メンバーは、教頭、生徒指導部長、保健部長、養護教諭、学年主任、担任、学科長とする。
- (2) いじめの兆候があったら、いじめ対策委員会で協議を行い対応する。
対応については、以下に留意しながら素早い対応を行う。

- ① 緊急性があるか、もしくは緊急性がなくても早期に対応した方が良い事案であるか。
 - ② 被害者にとっての最善対応。
 - ③ 事実関係の正確な掌握。(生徒の性格、クラスでの人間関係、家庭環境など)
 - ④ 保護者への対応。
 - ⑤ 周囲の生徒たちへの対応。
 - ⑥ 教員への対応。(共通理解など)
 - ⑦ 専門機関への依頼。(心理分析など)
- (3) いじめの解消
 少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。
- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
 被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。
 - ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
 被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。
- (4) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒について
 学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
 - ・被災生徒 など

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) 生徒の情報モラル向上のため、講習会を開催する。また、集会や年2回の面談時に繰り返しモラルの向上を訴えていく。
- (2) 保護者の理解と協力を得るため、保護者向けの講習会を実施する。
- (3) 誹謗中傷、映像の無断掲載など様々なケースが考えられる。早期の対応を基本として、ケースに応じて管理者への削除依頼など委員会で協議しながら対応していく。
- (4) スマホ・携帯等インターネット上のいじめを未然防止し適切に対応していく。

[実態を知る]

- インターネットいじめの類型
- ・掲示板、メール、SNS等

[いじめの実態を知る]

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
- ・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

[早期発見・早期対応]

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼
- 被害防止の取組

6 重大事態への対応

- (1) 情報の正確な把握と対応策の検討。
- (2) 警察・県教委へ報告。
- (3) 緊急対策委員会を設置。メンバーは校長、教頭、総務部長、教務部長、保健部長、養護教諭、生徒指導部長、各学年主任、当該副学年主任、当該学科長とする。
- (4) 情報を正確に把握し、対策会議を開き情報の管理を行う。会議を受け県教委の判断を仰ぎながら、被害者、加害者、PTA役員、生徒、保護者、教員、第三者、マスコミなどへの対応を検討する。また、事故の状況により学校主体対応・県教委主体対応・市町村教委・専門機関への相談・第三者機関の設置なども検討して対応していく。

7 点検・評価と不断の見直し

- (1) 年2回の面談結果を受けて、その内容を倫理委員会で報告し全職員が情報を共有するとともに意見交換を行う。その内容を受けていじめ対策委員会で進め方も含めた検討を行っていく。

8 いじめ防止に向けた年間指導計画

生徒には年2回のアンケートと個人面談、保護者には年2回のアンケートを行う。

- (1) 生徒に対する対応

① 実施予定日時

第1回目（6月下旬）

第2回目（2月）

面談時間

面談時間

1年生 LHR

1年生 LHR

2年生 LHR

2年生 LHR

3年生 進路の個人面談時

3年生 なし

② アンケート及び面談の実施方法

- ・無記名のいじめのアンケートをHRに実施。問題がある部分に○を付けた生徒のアンケート用紙を生徒指導部へ提出。生徒指導部が保存。
- ・面談を実施するにあたり、担任が、副担任、学科、学習支援の先生方を中心に面談の計画を行う。
- ・1クラス約3～4名の教員で面談を実施。面談実施後すぐに、面談担当者で面談結果の打合せを行う。緊急及び早急に対応した方が良いと思われることがあれば、生徒指導部に報告しいじめ対策委員会で対応を協議する。
- ・面談結果について、用紙は担任がまとめ教頭が保管。面談ででてきた内容については、生徒指導部のフォルダに担任が保存。倫理委員会などで全職員が情報を共有する。

(2) 保護者への対応

① 年2回のアンケートを実施

1学期中間試験の成績票配布時に郵送

2学期中間試験の成績票配布時に郵送

② 保護者対象アンケート実施方法

アンケートを回収して、緊急性または早期に対応した方が良いものについては、生徒指導部に報告。その内容受けていじめ対策委員会が検討する。回収した用紙は担任がまとめ教頭が保管。内容については生徒指導部のフォルダに担任が保存。倫理委員会などで全職員が情報を共有する。